

(意見書案第 19 号)

放射線測定器購入に対する補助金を求める意見書

本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、福島県やその周辺地域にとどまらず、遠く離れた地域にも放射性物質による汚染や、それに伴う経済的被害をもたらしている。

また、今回の事故により、一たび原子力発電所において放射能漏れの事故が発生した場合、放射性物質による汚染は、地方自治体の境界を越えて広範囲にわたることが明らかとなった。

こうした事実を受け、多くの地方自治体は放射線測定器を購入あるいは購入のための予算を計上し、自らの地域は自らの手で守るべく取り組んでいる。

しかしながら、原発事故による放射能汚染のように被害が広範囲にわたるものについては、それぞれの地方自治体が個別に対応するのではなく、国による統一的な基準や対策が必要である。

よって、国においては、放射線モニタリングについて各省庁がそれぞれの行政目的で実施するのみではなく、国における共通の指針や基準を作成するとともに、地方自治体における放射線測定器の購入費用については、その全額を国庫負担により措置されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 12 月 13 日

釧路市議会

衆議員議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
環境大臣
内閣府特命担当大臣
(原子力行政)

宛